

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 令和6年 12月 5日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県佐久市新子田227-1, 230, 220-1, 206-1, 278-1, 281-1
----------------	---

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
雨の時にどのようになるのかが心配だ。 大雨時は見に来てほしい。	陳述者	300mm/hの水を貯められる設計をしているので安心してほしい。 大雨時は見に行きます。
貯水池の周りのフェンスをきちんとして欲しい。	陳述者	1.8mのフェンスを設置します。
これから伐採の予定は？	陳述者	今回は伐採の予定はない。今後日当たり等を考慮して伐採をする可能性はあり。 隣接地の競りでている木だけは伐採したい。 土地の持ち主に確認してみる。

事業基本計画書に係る意見書

令和6年12月25日

受付番号：第 127 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社レニューパシフィック 代表取締役 森本 蓮	長野県佐久市新子田字ドヨロ 206-1、220-1、字境内 227-1、230、 字東田 278-1、281-1
意見及び指示事項	協議結果
<p>1 佐久市内の土地において、平成2年9月6日現在の登記地目が山林または原野の場合、佐久市自然環境保全条例に基づく自然保全地区に該当となります。</p> <p>当該地区において、「建築物その他工作物の新築、改築または増築」、「宅地の造成」、「土地の開墾その他土地の形質の変更」、「木竹の伐採」、「土石類の採取」、「これらの行為に準ずる行為」などで条例及び規則等に該当する行為を行う場合、許可申請及び協定の締結等が必要となります。（公園緑地課）</p> <p>2 対象地に隣接する農地などに設備の建設中や完成後も影響が出ないようにしてください。また、設備の設置で農地や構造物等に不具合等が生じた場合は、行為者の責任で対応してください。（耕地林務課）</p> <p>3 隣接地との境界を境界杭などで明確にしてください。また、フェンスやコンクリート擁壁を設置する際は境界を侵さないように設置してください。（耕地林務課）</p>	<p>1 協定はすでに締結済みです。</p> <p>2 農地などについて不具合があった場合は事業者が対応いたします。</p> <p>3 境界杭をあらかじめ明確にし、フェンス等設置する場合は境界から離して設置する。</p>

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和 6年12月26日